

令和4年3月
江東区

余裕期間制度（発注者指定方式）の試行導入について

江東区が発注・契約する一部工事を対象に、受注者の円滑な工事施工体制の確保を目的として、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を工期（実工期）の前に設定する工事を余裕期間制度対象工事として、令和4年4月から試行実施します。

1 余裕期間について

余裕期間とは、契約締結日から工事開始日（以下「着工日」という。）の前日までを指し、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

期間は、実工期の30%を超えず、かつ3か月を超えない範囲内で、あらかじめ区において着工日及び工期の末日を設定する「発注者指定方式」です。

2 試行対象工事

令和4年4月1日以降の工事のうち区が指定するものとします。余裕期間制度対象工事は、公募時及び特記仕様書に、次の事項を明示します。

- ①余裕期間制度対象工事であること。
- ②余裕期間及び実工期（着工日から工期の末日までの期間）

3 現場代理人の常駐及び監理技術者等の配置について

余裕期間内は、現場代理人並びに主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「技術者等」という。）の配置は不要です。よって、手持ち工事と余裕期間制度対象工事の関係において、技術者等の配置を要する期間が重複しなければ、専任を要する工事であっても、同じ技術者等の配置が可能です。

4 余裕期間内における工事準備等について

余裕期間内は、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置、その他工事着手と判断される準備等を行うことができません。

なお、余裕期間に行う準備は、受注者の責により行うこととなります。

5 前払金について

着工日以降に請求できます。

ただし、契約初年度において、前払金を支払わない旨が設計図書に記載されているときは、次年度以降に請求ができます。

【江東区余裕期間制度（試行）のイメージ】



【手持ち工事と余裕期間制度対象工事の技術者の配置について】

